

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

**8月からの新しい保険証を郵送します**

現在使用している被保険者証（保険証）の有効期限は、7月31日（月）です。8月から使用する新しい保険証を7月末までに簡易書留で郵送します。留守などで受け取れなかった場合、保険証送付の担当課へお問い合わせください。窓口で、運転免許証など身分を明らかにするものを提示し、受け取るができます。その際、印鑑（スタンプ印不可）もお持ちください。

## 新しい保険証の色

国民健康保険（国保）

青（あお）色

後期高齢者医療制度

オリーブ色

次の方は新しい保険証の有効期限が異なります

| 区分           | 有効期限が異なる理由                                      | 新しい保険証の有効期限                | 有効期限後の保険証                                  |
|--------------|---|----------------------------|--|
| 64歳の国保退職被保険者 | 65歳に到達した月の翌月（誕生日が1日の方は当月）から一般被保険者となるため          | 誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで） | 一般被保険者となった後に使用する保険証は、有効期限となっている月の月末までに郵送予定 |
| 69歳の国保被保険者   | 70歳に到達した月の翌月（誕生日が1日の方は当月）から所得に応じて医療費の負担割合が変わるため | 誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで） | 70歳となった後に使用する保険証は、有効期限となっている月の月末までに郵送予定    |
| 74歳の国保被保険者   | 75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため                    | 誕生日の前日まで                   | 後期高齢者医療制度の保険証は、誕生月の前月中に郵送予定                |

**限度額適用認定証・標準負担額減額認定証が必要な方は申請を！**

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者に対して、次の認定証を交付しています。

○限度額適用認定証  
窓口の支払いを自己負担限度額までとするものです。

○標準負担額減額認定証  
入院時の食事代を減額するものです。（住民税が非課税の世帯や一定の条件に該当する方が対象）

これらの交付を受けるには申請が必要で、各認定証は、申請した月の初日から有効となります。申請月前の食事代や自己負担額は対象となりませんので、必要な方は早めに申請してください。

すでに認定証をお持ちの方

7月31日（月）が有効期限です。更新の案内通知を確認の上、早めに更新の申請（※）をしてください。

※後期高齢者医療制度の被保険者で交付申請をした時と条件が変わっていない方には、保険証の送付の際に認定証も同封しますので、更新の手続きは不要です。ただし、直近1年間の入院日数が91日以上で、適用区分欄が「区分Ⅱ」、かつ長期入院該当年月日に日付のない方は、長期入院該当申請が必要です。

**申請に必要な物**

- 印鑑、加入している保険証
- すでに交付を受けている方は、現在使用している認定証
- 現在、区分オ（70歳未満）・区分Ⅱ（70歳以上）の認定証をお持ちで、申請月から直近1年間の入院日数が91日以上の方は、入院日数を確認できる領収書または請求書
- 国民健康保険の被保険者で、平成29年1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行された住民税非課税証明書または住民税課税証明書
- 窓口に来られる方の身分証明書
- 世帯主と対象者の「マイナンバー」が確認できるもの



診療時の自己負担割合が3割になる方

| 区分                        | 自己負担割合「3割」の基準                                      | 「3割」を「1割」または「2割」に変更できる方   |
|---------------------------|--|---|
| 70歳以上<br>75歳未満の<br>国保被保険者 | 同一世帯の70歳以上の国保被保険者のうち、1人でも住民税課税所得額が145万円以上の方がいる世帯の方 | 収入額の合計が次に該当する方<br>○70歳以上75歳未満の国保被保険者が、<br>・1人の世帯：383万円未満<br>・2人以上の世帯：520万円未満  |
| 後期高齢者<br>医療制度の<br>被保険者    | 住民税課税所得額が145万円以上の方と、その方と同一世帯に属する後期高齢者医療制度の被保険者     | 収入額の合計が次に該当する方<br>○後期高齢者医療制度の被保険者が、<br>・1人の世帯：383万円未満<br>・2人以上の世帯：520万円未満<br>・1人の世帯で、同一世帯に70歳～74歳の方がいる世帯：383万円以上520万円未満 |

— 70歳以上の方へ —  
診療時の自己負担割合を  
決定します

国民健康保険の被保険者で70歳以上75歳未満の方と、後期高齢者医療制度の被保険者は、医療機関で診療を受けたときの自己負担割合が、前年の所得に応じて変わります。自己負担割合は「1割（誕生日が昭和19年4月1日以前の方）」、「2割（誕生日が昭和19年

4月2日以降で75歳未満の方）」または「3割（現役並み所得者）」のいずれかになります。  
自己負担割合が「3割」になる方は左表のとおりです。ただし、収入額の合計が一定額未満の方は、申請によって自己負担割合を「1割」または「2割」に変更できます。  
申請が必要な方には事前に通知をしています。未申請の方、申請が必要と思われる方は、7月末までに担当課で申請してください。

後期高齢者医療制度の  
平成29年度「保険料額」を  
お知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんには、平成28年中の所得に基づいて算定した平成29年度の保険料額を、7月中旬に郵送でお知らせします。  
保険料は、個々の条件によって次の方法で納めていただきます。  
特別徴収（年金からの天引き）

年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1以下の方は、原則として年金から保険料を天引きする「特別徴収」となります。  
一定の条件に該当する方は、口座振替による納付を選択できます。7月31日（月）までに手続きすると、10月からの年金天引きを中止できます。詳しくは担当課へお問い合わせください。  
普通徴収（納付書・口座振替での納付）  
特別徴収に該当しない方は、納付書または口座振替で納付する「普通徴収」となります。納付書が届いた方は、金融機関などの窓口で保険料を納付してください。  
保険料額をお知らせする封筒の色  
○特別徴収の方、口座振替の手続きを済まされている方：「黄色」  
○金融機関などの窓口で納付いただく方：「ピンク色」

問合せ先

【国民健康保険】

- 市庁舎新館1階 国保医療課 国保係 TEL0897-52-1447 … 国保の制度・給付などについて
- 市庁舎新館1階 市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211 … 国保の保険証送付について
- 各総合支所 市民福祉課

【後期高齢者医療制度】

- 市庁舎新館1階 国保医療課 医療係 TEL0897-52-1212
- 各総合支所 市民福祉課

※各総合支所の代表電話番号

東予 … TEL0898-64-2700、丹原 … TEL0898-68-7300、小松 … TEL0898-72-2111